

(表)

不利益処分の処分基準 個票

部課等名 経営総務部 資産経営課

番号 1

不利益処分の内容		行政財産の原状回復
根拠法令及び条項		茅ヶ崎市市有財産規則第26条
処 分 基 準	関係条項	
	基準 (未設定の場合は その理由)	1 茅ヶ崎市市有財産規則第26条ただし書の「市長が原状に回復する必要がないと認めるとき」とは、使用者が原状変更承認を受けたものが、返還後もそのまま利用できる場合をいう。
	参考事項	
	設定等年月日	平成26年3月28日設定 (年 月 日最終変更)

(裏)

処 分 基 準	基 準	
------------------	-----	--